

## 第33回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月12日（金）午後1時50分から午後2時51分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（12人）

会	長	14番	前川	正人							
委	員	1番	丹野	義基	2番	佐畑	幸一				
		3番	伊東	登	5番	唯野	哲夫				
		6番	坂本	雄司	7番	後藤	義昭				
		9番	小島	良金	10番	佐藤	雄一				
		11番	武島	竜太	12番	中和田	吉彦				
		13番	目黒	正一							

4. 欠席した農業委員（1人）

8番 三國 実加

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	陶裕人
農地係長	橋本庸介
事務局主査	大河原康平

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実の関する照会について

(2) 引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について

(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 令和5年度第10号農用地利用集積計画について

議案第6号 令和5年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について

議案第7号 令和6年度農作業労働賃金標準額（案）について

## 8. 会議の概要

事務局長        それでは、定刻前ですが、お揃いなので全員ご起立を願います。  
一同「礼」着席願います。

議 長        本日は、第33回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。  
それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第33回相馬市農業委員会総会を開会いたします。日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長        それでは、先月の総会以降の諸般についてご報告申し上げます。  
お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。2月9日（金）第32回総会終了後に農業振興委員会を開催、令和6年度農作業労働賃金標準額について協議を行いました。

2月15日（木）福島市で後期農業委員会会長・事務局長研修会が開催され私が出席してきました。また、同日から17日（土）兵庫県にて視察研修会を実施いたしました。参加された委員の皆様、遠方での研修お疲れ様でした。

2月21日（水）磯部地区の座談会を実施いたしました。

2月26日（月）農業委員・推進委員全体協議会を実施いたしました。同日には第33回総会に係る議案の郵送配布をさせていただいております。

3月5日（火）及び6日（水）本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長        次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。3番伊東登委員、5番唯野哲夫委員、ご両名を指名いたします。次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長        次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分につ

いて、を議題といたします。（１）農地の転用事実に関する照会について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第１号（１）農地の転用の事実に関する照会について、ご説明申し上げます。福島地方法務局相馬支局登記官から、令和６年１月２４日付けで「農地の転用事実について」照会があり、回答については、農林水産省通知に基づき、照会の日から、２週間以内に回答する必要があることから、専決処分として取り扱いさせていただきました。申請人の住所、氏名、土地の所在は議案書記載のとおりであります。なお、平成２年の許可当時、対象となる土地の名義は「●●●●氏・●●●●氏」の親子で共有名義でありましたが、令和５年１０月に●●●●氏が死亡したことから、現在、●●●●氏が相続し、単独名義になっております。令和６年１月３０日に農業委員９番小島委員と農地利用最適化推進委員遠藤委員と事務局２名で現地調査を行い、転用目的「貸住宅・駐車場」で、転用目的のとおり使用していることを確認し、令和６年２月１日に土地の現況を「非農地の宅地」と回答したところであります。説明は以上になります。

議 長

質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。次に（２）引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第２号決処分について、２）引き続き農業経営を行っている等の証明書の交付について、事務局よりご報告いたします。租税特別措置法第７０条の４第１項の規定による贈与税納税猶予及び福島県税条例附則第１０条第１項の規定による不動産取得税の納税猶予の適用を受けている者は、３年に１度、納税猶予の継続手続きが必要となっています。納税猶予の継続手続きには、農業委員会が証明する、引き続き農業経営を行っている旨の証明書が必要になることから、農業委員会総会議案と

して取り扱い、各地区担当委員より、適正な農業経営を行っている旨の調査及び報告をいただき、総会の議決を経て、証明書の交付を行うこととなります。しかし、各関係機関が勸奨通知を発出した時期、継続届出書の提出締切り時期の兼ね合いにより、本日の総会での議決を待ってから、証明書を交付することとなると、証明願出人の円滑な継続手続きに支障を来す恐れがあることから、事務局から各地区担当委員への聞き取り調査を依頼し、専決処分にて、証明書を交付するという取り扱いとしたところでございます。以上を踏まえ、議案書記載の証明願についてご報告いたします。番号1番について、願出人の住所・氏名は議案書記載のとおりです。贈与を受けた年月日は、平成8年11月12日です。証明対象となる税は、贈与税、不動産取得税となります。引き続き農業経営を行っている期間については、前回の証明日である令和4年2月28日から今回の証明日である令和6年2月15日となります。去る2月6日に証明願出人から申請があり、去る2月14日に、地区担当の3番伊東 登委員、小田原推進委員と現地調査及び証明願出人への聞き取り調査を依頼しました。その後、調査担当委員より、証明願出人は、農業経営を適正に行っており、証明書を交付することが妥当であるとの報告をいただきました。その報告を受け、2月20日に農業委員会の窓口にて、証明願出人に対し、証明書を交付しております。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。次に報告第2号報告事項について、を議題といたします。(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について(2)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について(3)農地転用許可に係る工事完了報告について(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(5)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局の説明を求めます。事務局。

## 事務局

報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理しました。こちらは通常、農地以外の目的で土地を造成する場合には、農業委員会からの農地転用許可を受ける必要がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、農業委員会の転用許可を要せず、届出のみで農業用施設の建設が可能となるものです。去る3月5日に8番委員、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員と共に現地調査を実施しました。番号1番の農業用施設の工事内容については、育苗ハウスへの進入路となっており、届出の内容のとおり、整備が完了していることを確認しました。

(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は1件の報告を受理いたしました。農地転用許可を受けた事業者は、許可が下りてから3ヵ月後には進捗状況報告書を農業委員会に提出し、その後は1年ごとに工事が完了するまで定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが許可の条件の一つとされています。去る3月6日に1番委員、2番委員、3番委員とともに現地調査を実施いたしました。番号1番について、転用目的が自己住宅用地で、工事の進捗率が造成20%となっておりますが、基礎の造成まで完了している状況でした。工事期間は本年の10月までとなっております。引き続き工事完了まで、事業者に対し、農業委員会として報告書の提出を求めていくものです。

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は3件の報告を受理いたしました。番号1番については、去る3月5日に8番委員、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員とともに、番号2番、番号3番については、去る3月6日に1番委員、2番委員、3番委員とともに現地調査を実施しました。現地調査の結果、いずれも農地転用の許可条件のとおり工事が完了していることを確認いたしました。

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は8件の届出を受理いたしました。権利の取得事由については、いずれも相続による農地の取得となっております。うち、番号1番については、黒木字勝善の2筆を除く農地の斡旋の希望がございました。担当地区の委員への斡旋を依頼しているところですが、担当地区外の委員の皆様にも斡旋のご協力をお願いするものです。

(5) 農地法第18条第6項の規

定による通知書の受理について、今月は8件の通知がございました。番号1番について、解約の理由は上程されております農地法第5条申請のためとなっております。番号2番から番号8番については、解約の理由が耕作者変更のためとなっており、議案第6号農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画に解約後の耕作者への利用権設定が議案として上程されております。説明は以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。次に議案第1号番号1番農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。本件については11番武島竜太委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから11番武島竜太委員は、暫時の間、退場願います。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。12番中和田吉彦委員お願います。

12番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。去る3月5日に8番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。権利の設定内容は、所有権移転(売買)になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がない事を現地調査にて確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号譲受人の転貸・質入れについては、譲受

人に転貸・質入れの事実はないため、問題ありません。最後に、許可基準第6号地域調和要件については、議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、「意見なし」との回答をいただいております。許可基準第1号から許可基準第6号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号番号1番農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。11番武島竜太委員の入場を認めます。11番武島竜太委員にご報告いたします。議案第1号番号1番農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決することに決せられました。次に、番号2番、番号3番について調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番伊東登委員お願いします。

3 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2

番案件、3番案件について報告いたします。2番案件について報告をいたします。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。去る2月26日に地区担当の推進委員とともに申請地を確認し、譲受人への聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号譲受人の転貸・質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号地域調和要件については、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可基準第1号から第6号まで、すべて非該当と認められることから、なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。許可相当であると判断いたしました。

続いて、3番案件について報告をいたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。去る2月26日に地区担当の推進委員とともに申請地を確認し、譲受人への聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。権利の設定内容は、所有権移転（売買）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号譲受人の転貸・質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第6号地域調和要件

であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から許可基準第6号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、「意見なし」との回答をいただいております。報告は以上です。

議 長 次、番号4番について担当委員挙手願います。9番小島良金委員をお願いします。

9 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、4番案件についてご報告いたします。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。去る2月29日に譲受人本人地区担当の推進委員とともに現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、調査員を代表して調査結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権移転（売買）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無について、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号譲受人の転貸・質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第6号地域調和要件については、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から許可基準第6号まで、すべて非該当と判断しました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。許可相当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長 次、番号5番について担当委員挙手願います。12番中和田吉彦委員をお願いします。

## 1 2 番

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、5番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。去る3月5日に8番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。権利の設定内容は、所有権移転（売買）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無について、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号譲受人の転貸・質入れについて、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第6号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から許可基準第6号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。続いて、3番案件について報告をいたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。去る2月26日に地区担当の推進委員とともに申請地を確認し、譲受人への聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。権利の設定内容は、所有権移転（売買）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無について、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号譲受人の転貸・質入れについて、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該

当であります。最後に、許可基準第6号地域調和要件について、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可基準第1号から許可基準第6号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、「意見なし」との回答をいただいております。報告は以上です。

議長 次に、番号6番、番号7番について担当委員挙手願います。13番目黒正一委員をお願いします。

13番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、6番案件、7番案件について報告いたします。6番案件について申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。去る2月28日に地区担当の推進委員と共に譲受人宅の訪問し、申請人より聞き取り調査を行いました。そして、3月5日には8番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権移転（贈与）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを聞き取り調査において確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号譲受人の転貸・質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第6号地域調和要件については、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可基準第1号から許可基準第6号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。続いて、7番案件について報告をいたしま

す。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。去る2月28日に、地区担当の推進委員とともに譲受人宅において、聞き取り調査を行いました。また、去る3月5日に8番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権移転（贈与）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを聞き取り調査により確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用条件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件について、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおりで該当ありません。次に、許可基準第5号譲受人の転貸・質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第6号地域調和要件については、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から許可基準第6号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、「意見なし」との回答をいただいております。よって許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第1号 番号2番から7番農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。1番ですが、譲受人と譲渡人および申請地は、議案書に記載のとおりです。今般、事業拡大に伴い事業用の重機、社有車、社員用の駐車場並びに事業のための資材置場が不足しているため、駐車場、資材置場用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、法定外公共物占用許可を確認しております。

また、土地改良区の意見書を添付しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は以上になります。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。1番丹野義基委員お願いします。

1 番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番案件について報告いたします。去る3月6日に2番委員、3番委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人、申請地等については議案書記載のとおりです。権利の移転設定の内容は所有権の移転(売買)となっております。許可基準第

1号の立地基準については、申請地は概ね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地で第1種農地であります。しかしこの案件につきましては不許可の例外事業である集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は第2種農地でないため該当しません。許可基準第4号は議案書記載のと通りの対策で周辺農地への支障はないものと判断いたしました。以上のことから許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第3号 現況確認証明申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。8番三國実加委員お願いします。

8 番 議案第3号現況確認証明申請について1番案件についてご報告します。去る3月5日に、12番委員、13番委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表いたしまして調査結果をご報告いたします。1番案件の申請地の現況は枝番1番、3番、4番については遊休農地となっておりますが、周辺農地において耕作、保全管理が適切に行われており、本申請地についても草刈り等により農地への復旧が容易

な状況であることを確認しました。また枝番2、枝番5については稲刈り後の形跡があり、農地として適切に利用されていることを確認いたしました。以上のことから1番案件枝番1から5については農地として回答することが妥当と判断いたしました。最後に枝番6番について原野化しておりとも議案書記載の申請理由のとおり、現況は非農地化しており、周辺が山林に囲まれた耕作条件の悪い土地であり、今後、農地としての復旧が困難であることから、枝番6番については非農地で地目は原野であると判断いたしました。また地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。報告は以上です。

議 長 次、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号現況確認証明申請について、番号1について補足説明します。議案書の備考欄に記載ございますが、枝番1、枝番2、枝番5については農業振興地域内の農用地となっております。本申請書受理の際、申請人に対し、非農地化による周辺農地への支障等の観点から、原則、農用地については、非農地化することはできない旨の説明を行いました。その上で現地を見て判断していただきたいとの要望があったため、申請を受け付け、本議案として上程をしているものです。補足説明は以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件については委員報告のとおり、枝番6番のみ証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって議案第3号現況確認証明申請については、委員報告のとおり、枝番6番のみ証明することに決せられました。次に議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。本件に関し、番号1番から番号13番について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局           議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、事務局より、ご説明します。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会が毎年夏頃に実施している農地の利用状況調査にて、再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地について、「農地」に該当するか否かの判断についてご審議いただくものです。また、今回の非農地判断の調査方法についての補足説明ですが、通常であれば、実際に現地を確認し、非農地判断を行っているところですが、番号1は、小泉川に隣接した立地であり、満潮時には水没するような直接現地を確認することが困難な場所な農地であり、事務局が事前に撮影した現地写真及び航空写真により調査担当委員に非農地判断を行っていただいたところですが、番号2から番号13については、山林に囲まれた通行困難な場所にある農地であり、調査日当日も天候が悪く雪が降る中での調査となってしまったため、該当農地の近隣まで調査に向かったところでしたが、最終的には航空写真によって、調査担当委員には非農地判断を行っていただいたところでしたので、ご了承いただければと思います。以上を踏まえまして、調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載した資料をお配りしております。このあとの調査担当委員からの報

告と併せてご確認ください。説明は以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。2番佐畑幸一委員願います。

2 番 議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る3月6日に、1番委員、3番委員、事務局2名と共に現地調査を実施し、また現地写真並びに航空写真を参考にして、農地・非農地の判断を行ったので、調査担当委員を代表して、結果をご報告します。現況の内訳は番号1番「原野」、番号2番から番号13番まで、すべて「山林」と判断いたしました。したがって番号1番から番号13番まですべて非農地と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり非農地と判断することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり非農地と判断することに決せられました。次に議案第5号令和5年度第10号農用地利用集積計画について、を議題といたします。本件に関し、番号1番から20番については相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局           議案第5号令和5年度第10号農用地利用集積計画について、番号1番から番号20番について事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、再設定の利用権設定の内訳は番号1番から番号13番までの13件となります。新規の利用権設定の内訳は番号14番から番号20番までの6件ですべて耕作者変更による新たな契約となります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、満たしております。説明は以上です。

議 長           質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長           質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長           討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって議案第5号令和5年度第10号農用地利用集積計画については同意することに決せられました。次に議案第6号令和5年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、を議題といたします。本件に関し、番号1番から17番については相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局           議案第6号令和5年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について番号1番から番号17番について事務局よりご説明いたします。番号1番から番号17番は既に農地中間管理機構による借り入れ、転貸による利用権設定がなされておりましたが、報告第2号番号2番から番号8番の解約の手続きにより耕作者が変更になる事から、農地所有者と農地中間管理機構との間の契約はそのままに、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。集積・配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第5号とは別に提案させていただいております。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件は、すべて満たしております。説明は以上でございます。

議 長           質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長           質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長           討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって議案第6号令和5年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画については同意することに決せられました。次に議案第7号令和6年度農作業労働賃金標準額(案)について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号令和6年度農作業労働賃金標準額（案）についてご説明いたします。議案をご覧下さい。令和6年度農作業労働賃金標準額（案）について、令和6年2月9日の総会終了後、農業振興委員会を開催し、令和6年度の他市町の改定状況等の動向を踏まえて協議した案に絞り、その案を令和6年2月26日に農業委員・農地利用最適化推進委員全体協議会で委員の皆様にご了解を頂き、総会に議案として提案させていただくものです。なお、この内容で決定されれば、JAを通じて、4月初めには、各農家へ配付されることとなっております。事務局の説明は以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第7号令和6年度農作業労働賃金標準額（案）については、原案のとおり決定されました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第33回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 3 番 伊 東 登

議事録署名委員 5 番 唯 野 哲 夫